

平成30年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 平成30年 第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成30年3月20日（火）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 平成30年第2回（2月定例会）会議録の承認について
- 日程第3 教育長諸般の報告
- 日程第4 非公開とする審議事項について
- 日程第5 〔議案第26号〕平成30年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について
- 日程第6 〔議案第27号〕上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第7 〔議案第28号〕上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の改正について
- 日程第8 〔議案第29号〕上天草市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第9 〔議案第30号〕平成30年度学校医等の委嘱について
- 日程第10 〔議案第31号〕上天草市学校教育指導員の委嘱について
- 日程第11 〔議案第32号〕上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について
- 日程第12 〔議案第33号〕上天草市地区公民館長の任命について
- 日程第13 〔議案第34号〕上天草市地区公民館主事の任命について
- 日程第14 〔議案第35号〕上天草市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第15 〔議案第36号〕就学する学校の変更承認について
- 日程第16 〔議案第37号〕就学する学校の変更承認について
- 日程第17 〔議案第38号〕就学援助の認定について（平成30年度分）
- 日程第18 諸報告

### 2 出席委員

古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員

山下勝一（委員）

### 4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、大石智奈美（学務係長）、大塚武秀（指導主事）、渡辺龍也（学務主幹）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、

質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項  
以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に古川委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第2回（2月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2「平成30年第2回定例会の会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布してりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（中田光治君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願います。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第3。「教育長の報告」を行います。お手元に2月22日から3月20日まで並べてありますけれども、かいつまんで報告したいと思います。まず2月24日、阿村中学校閉校記念式典がございました。教育委員会学務課スタッフとともに出席いたしました。おごそかな中に大変感動的な記念式典がございました。また立派な記念碑を造られておりまして、良かったと思います。その後、生涯学習の発表会がございましたので途中で中座をいたしました。後で聞きましたら無事に終わったということがございました。生涯学習の発表会の方も年々若干少なくなっているようですが、普段から頑張っておられる皆さんが上手に発表をされました。生き生きとしていらっしゃったのが大変印象的でした。それから高校の卒業式、上天草看護専門学校の卒業式に出席いたしました。3月10日・11日、天草パールラインマラソンが実施されました。社会教育課の大きなイベントでございました。たくさんの方々に支えられての大会でございました。私も今まではランナーとして参加をしていましたが、今回は副会長ということで役員として参加しましたけれども、皆さんのご苦労がよく分かりました。ランナーは楽しく走っておられますけれどもその裏方はたくさんの方々の支えがあったんだなと感心しております。仮想の部の審査をいたしましたけれども、今津婦人会の3名の方がローラースケートに片足乗せて大きなやかんを持って、そして登場されました。カーリングの真似をされてその後2人の方が箒で掃いておられて盛り上げようという心意気が伝わってきまして、非常に楽しいひとときでございました。皆さんのそういった盛り上げようという姿が大変うれしく思いました。後は中学校の卒業式それから、22日23日は小学校の卒業式ということでまだ私たちの任務が残っておりますけれどもどうぞよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第15、議案第36号。日程第16、議案第37号。日程第17、議案第38号。日程第18、議案第39号及び諸報告、第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」、第5の「中学校新1年生の区域外就学の届け出について」、第6の「平成30年度県立高等学校入学者後期選抜等の結果について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君）** 異議なしと認め、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、及び諸報告の第2、第3、第4、第5、第6につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第26号 平成30年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第5。議案第26号、「平成30年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

- 教育審議員（田崎正明君）** 資料の2ページをご覧ください。議案第26号。「平成30年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について」。平成30年度の上天草市教育委員会の教育方針、努力目標及び努力事項を、次のとおり定めるものとする。平成30年3月20日提出、上天草市教育長。提案理由につきましては、平成30年度の上天草市教育委員会の各事業を実施するにあたり、その方針を定める必要がある。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由です。まず教育方針、努力目標、努力事項につきましては大きな変更はございません。来年度も生きる力と上天草を愛する力を持った人づくりを教育理念として進めていくというところで挙げております。大きく、2番の生涯学習の推進による地域の活性化というところにおきまして、地域との共同活動の推進及び充実を図る必要があるというところで、昨年度まで連携となっていましたところに協働し児童生徒を育成するというような取り組みを通じて社会全体でもって、ここの部分が地域という文言に変更されております。それから一番下の努力事項のところの体育協会活動というところに上天草市体育協会活動と、上天草市を入れております。それが大きな変更点になります。次に構想の広い紙の方ですけれども、右側の主な取り組みのところ朱書きしてありますところが変更した部分です。本年度は、推進というところで各取り組みの部分を推し進めていくということで1年間を過ぎてまいりましたので、来年度はそれを充実させていくというのが大きな変更点となります。併せて国版のコミュニティスクールの実施が来年度から始まりますので、地域とともにある学校づくりというところで運営協議会又は各学校支援活動そういうものを取り入れた形で進めていく、その活動を充実させていくということで変更しております。併せて来年度から道徳科というところに教科化されます。それから外国語活動等も3・4年生以上が実施になりますのでそういう所からその充実を図っていくというところで変更している分が朱書きしているところになります。以上です。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第26号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第27号 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第6。議案第27号、「上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の3ページをお願いいたします。議案第27号、「上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則。上天草市立小・中学校管理規則の一部を次のように改正する。7ページの新旧対照表をご覧ください。平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、「特別の教科である道徳」が教科となり、準教材で無くなることから、別表第1中、13の項、備考の欄から道徳を削除しました。次に、平成30年3月31日に阿村中学校が廃止になることに伴い、別表第2中、上天草市南部学校事務センターの項、連携校の欄から阿村中学校を削除しました。次に、8ページをご覧ください。平成29年3月の学校教育法施行規則の改正により、平成32年4月1日から第3学年及び第4学年においての外国語活動が全面実施となります。この間の移行措置を実施するにあたり、様式第6号の1中、外国語活動の項、3年及び4年の欄の斜線を削除し、様式を改めたものです。5ページをお開きください。施行日は、平成30年4月1日を予定しています。提案理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、学校教育法施行規則の改正に伴い、小学校学習指導要領等が改正され、市の関係規則を整備する必要があります。また、平成30年3月31日に阿村中学校が廃止になることに伴い、学校事務センターの連携校を定める規定から、阿村中学校を削除する必要があります。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第27号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議案第28号 上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の改正について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第7。議案第28号、「上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の改正について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の10ページをお願いいたします。議案第28号、「上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則。上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を次のように改正

する。11ページの新旧対照表をご覧ください。阿村中学校の閉校に伴い、阿村共同調理場が単独調理場となることから、第2条第1項の表から阿村共同調理場を削り、松島中学校の生徒数の増に対応するため、今津共同調理場の調理員を増員することから、同表の今津共同調理場の調理員を「6人」から「7人」に改めるものでございます。10ページにお戻りください。この規則は、平成30年4月1日から施行を予定しています。提案理由については、上天草市学校給食共同調理場設置条例に規定する学校給食共同調理場の名称及び位置の改正に伴い、関係する規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（田中久美子君） 1名だけの増加で無理はないのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 学校給食の調理員は、学校の生徒数と教職員数に基づいて、定員数が定められております。今の状況でそれを満たすということです。どうしても学校給食調理場の大きさが限られておりますので、学校長と栄養士等と相談したところで、1名の増が適当だろうということで人数を設定しております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは、お諮り致します。議案第28号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第29号 上天草市教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第8。議案第29号、「上天草市教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の13ページをお願いいたします。議案第29号、「上天草市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」。上天草市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。上天草市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令。上天草市教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。14ページの新旧対照表をご覧ください。新教育長制度への移行に伴い、第5条第1項の「又は教育委員会委員長名」を削るものでございます。13ページにお戻りください。この規則は、公布の日から施行を予定しています。提案理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、教育委員長が廃止されたことに伴い、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第29号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第9 議案第30号 平成30年度学校医等の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第9。議案第30号、「平成30年度学校医等の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の16ページをお願いいたします。議案第30号、「学校医等の委嘱について」。学校保健安全法第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。17ページの平成30年度学校医・歯科医・薬剤師一覧をご覧ください。教良木小学校については、教良木診療所所長の異動に伴い、現松岡先生から吉村先生に変更するもの。湯島小学校については、湯島診療所所長の異動に伴い、國友先生から林先生に変更するもの。湯島中学校については、開校に伴い小学校と同じ構成で設置するものです。なお、他の小中学校の変更はありません。任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。16ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第30号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第31号 上天草市学校教育指導員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第10。議案第31号、「上天草市学校教育指導員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の18ページをお願いいたします。議案第31号。上天草市学校教育指導員の委嘱について。上天草市学校教育指導員設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。委嘱する者は、記載のとおりです。任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。学校教育指導員は、上天草市の学校教育の充実を図るため、上天草市学校教育指導員設置要綱に基づき、教職員に対し、教育課程、学習指導その他教育に関する専門事項の指導・助言や教育相談等に関する業務を行うもので、指導員は、教員の免状を有する者又は教職経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するとし、田口先生は現在も、その職に従事されています。提案理由については、上天草市学校教育指導員の任期が平成30年3月31日までとなっており、指導力の向上に向け引き続き学校教育の充実を図るため、学校教育指導員を委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱にあたっては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第31号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第32号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第11。議案第32号、「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の19ページをお願いいたします。議案第32号。上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成30年3月20日提出。上天草市教育長。委嘱する者は、記載のとおりです。任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。いじめ問題アドバイザーは、児童・生徒の健全な成長及び育成に寄与するため、上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱に基づき、いじめや不登校の問題を抱える児童・生徒及び保護者等からの相談に応じ、学校や保護者と連携しサポートすることにより問題解決を図る業務で、瀧崎先生は現在も、その職に従事されています。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が平成30年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱にあたっては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第32号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第33号 上天草市地区公民館長の任命について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第12。議案第33号、「上天草市地区公民館長の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（中田清治君）** 議案書20ページをお願いします。議案第33号、「上天草市地区公民館長の任命について」、ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民館長を次のとおり任命することとする。平成30年3月20日提出、上天草市教育長。内容につきましては、記載のとおり、13地区の公民館長を任命するものでございます。7番に記載しています、阿村公民館のみが新任で、他の12名は継続して任命するものでございます。任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。提案理由としましては、任期満了に伴い選任するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第33号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕



○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第34号 上天草市地区公民館主事の任命について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第13。議案第34号、「上天草市地区公民館主事の任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（中田清治君） 議案書21ページをお願いします。議案第34号、「上天草市地区公民館主事の任命について」、ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民館主事を次のとおり任命することとする。平成30年3月20日提出、上天草市教育長。内容につきましては、記載のとおり、登立公民館はじめ、12地区の公民館主事でございます。5番に記載しています、今津公民館、7番の教良木河内公民館、及び12番の大道公民館、3名が新任で、他9名は継続して任命する者でございます。なお、湯島地区の公民館主事は、公民館長が主事を兼ねるため、総数が12名となっております。任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。提案理由といたしましては、任期満了に伴い選任するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） 公民館主事の仕事とはどんなことですか。

○社会教育課長（中田清治君） はい、公民館長のサポート役として、会計や事務的なものを主事が行い、公民館長と行事等の日程等を話し合いながら進めていく仕事です。

○委員（松本修吾君） 館長のサポート役という形の会計、雑務、総務を受け持つということですね。

○社会教育課長（中田清治君） はい、主事につきましては、全部が職員となっておりますので、アドバイザーというか事務的なものをすべて担っております。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは、お諮り致します。議案第34号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 議案第35号 上天草市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14。議案第35号、「上天草市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（中田清治君） 議案書22ページをお願いします。議案第35号、「上天草市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成30年3月20日提出、上天草市教育長。委嘱する者につきましては、記載のとおり24名でございます。新規委嘱者につきましては、22番、23番、24番の3名でございます。ほか21名につきましては、再委嘱でございます。任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日まででございます。提案理由としましては、上天草市スポーツ推進委員の任期が平成30年3月31日までとなり、今後も、本市のスポーツ推進を引き続き充実したものとするため、スポーツ推進委員を委嘱する必要があります。また、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、

上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第36号 就学する学校の変更承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第15。議案第36号、「就学する学校の変更承認について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第36から第39号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第19 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第19。「諸報告」に入らせていただきます。まず、報告第1「4月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 議案書28ページをご覧ください。来年度4月の行事予定について載せております。まず1日の日曜日ですが、松島総合運動公園人工芝サッカー場落成オープニングイベントが10時から開会予定です。2日月曜日が市の嘱託職員の辞令交付式が10時から松島庁舎。3日火曜日が市内の辞令伝達式及び服務宣誓式、これは先生方の辞令交付及び服務宣誓になります。辞令伝達式が13時30分から服務宣誓式が14時10分からです。9日月曜日が市内小中学校始業式、10日火曜日が市内小中学校入学式、小学校が10時開始、中学校が14時開始となります。13日金曜日が市内校長会議を9時30分より。それから次のページになりますが、17日火曜日が全国学力・学習状況調査が小学6年生・中学2年生を対象として行われます。教科が来年度は理科が一個増えまして、国語・算数及び数学・理科という3教科で行われます。20日金曜日が教育委員会議、10時より。その日に市内管理職歓迎会の予定をしております。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。次の報告第2、第3、第4、第5、第6は秘密会議といたします。

※【 報告第2から第6までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第7。「上天草市公立学校規模適正化審議会答申について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 報告第7号、上天草市公立学校規模適正化計画答申について。追加資料をご覧ください。第15回上天草市教育委員会で承認をいただいた、上天草市公立学校規模適正化に関する諮問について、平成30年3月16日に上天草市公立学校規模適正化委員会から答申が示されましたので、報告いたします。資料の3ページをご覧ください。答申の内容につきましては、「1、現状と課題では上天草市立小中学校の学校配置や学校規模、児童生徒の推移」について記載しています。4ページの下から10行目をご覧ください。「2、適正化に向けた基本的な考え方では現状を踏まえ第1次上天草市学校規模適正化計画を引き継ぐもので、総合的な観点から分析を行い、保護者、地域との共通理解を図りながら、統合の適否を考える

ことを原則とする」ことを記載しています。5ページの上から6行目をご覧ください。「3、学校規模適正化の基本方針」では、子供たちに良好な教育環境を提供していくため、文部科学省が望ましいとする児童・生徒数に近づけていくことを基本とし、学校規模適正化に取り組むとし、教育環境の充実、指導体制の充実、施設配置及び管理、過少化規模校への対応、学校規模適正化の実施及び期間についての基本的な方針を記載しています。6ページの中ほどをご覧ください。「4、審議会の具体的な方策」においては、小学校・中学校別にその具体的な統合への取り組みを記載し、表1が小学校、表2が中学校の統合計画を表記しています。8ページの中ほどをご覧ください。「5、具体的な方策を実現するにあたっての留意事項」については通学路での安全対策、教育環境の充実、地域コミュニティーへの配慮、学校の名称、跡地の有効活用及び学校規模適正化基本計画素案づくりに関する留意事項を記載しています。今後は、この答申に基づき、第2次の学校規模適正化基本計画を策定することとしており、策定時においては、教育委員会に上程させていただくこととしています。以上です。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第8。「小中学校入学式について」説明をお願いします。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 報告第8号、「小中学校入学式について」。資料の30ページをご覧ください。平成30年度の上天草市内小中学校の入学式が、小・中学校ともに、平成30年4月10日に執り行われます。つきましては、教育委員の皆様へ、入学式への「出席」と「告辞」について、本名簿のとおり、お願いしたいと考えています。なお、ご意見等ございましたら、この場にて、調整したいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第9。「平成30年第2回市議会定例会について」説明をお願いします。

○**教育部長（中文近君）** 3月の定例市議会について報告させていただきます。まず一般質問では4名の方から通告を受けました。木下文宜議員からは「学校のICT関係の整備について」。北垣潮議員からは、教職員住宅も含む「4町の空き家対策について」。田中万里議員からは「平成31年度からの社会体育移行について」。西本輝幸議員からは「学校給食施設のエアコン整備について」ということで、4名の方から通告を受けまして、木下議員さんについては「今現在の状況と今後30年度は各学校のコンピューターと電子黒板を設置して段階的に整備していく」ということを説明いたしました。北垣議員さんは、当日にこのことには触れられませんでしたので答弁しておりません。それから田中万里議員からは社会体育移行について、「指導者が不足するという。もう一つは放課後をどうにか社会体育が始まる前までの時間をどうにか遊ばせるような取り組みをしたい」ということでご提案があって、「今まで学校地域連携事業でどうかと考えるので支援をお願いします。」と、具体的な支援内容については触れられませんでしたけれども、これからどのような支援を要望されるのかそれを聞いてから対応したいと思いません。西本議員からは、「学校給食設備の室温がかなり高い」ということで11時現在の調理場の気温を記録しておりますが、平均で30度を超えるような状況です。それほど環境が良くないのではないかとということで、エアコン設置の必要性を訴えられました。「教育委員会ではエアコンだけでは解消するものではないということを少し考えておりまして、松島の共同調理場には昨年エアコンをつけましたけれどもそれでも気温が上昇しており、施設その物の改修とか釜とかの備品も必要だということで、給食調理場のドライシステム化の構想を持っておりますので共同調理場の集約等も含めて考えていきたい」ということで答弁をいたしました。今回の市議会では51議案が上程されまして一部総務課の管轄ですが、「支所長の職」の件では修正案が出されまして、その修正案が議決されたということでした。以上です。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 私の方から、文教厚生常任委員会での審議状況について、学務課所

管分を報告します。議案第24号「上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について」について、連携する市内業者は何社ほどいるのか、との質疑があり、事業者の参画については、30社ほど参画いただいている。主な寄付額については、ふるさと納税の返礼品の年間売上額の0.5%や、農作物の売り上げの0.05%というところである。また、参画している事業者のうち、ふるさと納税返礼品の取扱事業者が21社である」との答弁をいたしました。また、委員から「そのほかの財源の内訳についてはどうなっているか」との質疑があり、「市内事業者からの寄付金と、もう一つはふるさと納税の寄付金の一部をあてる予定である」との答弁を行い、全員異議なく、原案どおり可決されました。次に、議案第26号「平成29年度上天草市一般会計補正予算(第9号)」につきましては、質疑等は無く、全員異議なく、原案どおり可決されました。次に、議案第35号「平成30年度上天草市一般会計予算」につきましては、「ICT機器購入として、電子黒板を購入予定しているが、この機器を設置することで、各学校に一つの設置になるのか」との質疑があり、現在、ICT機器整備計画を策定しており、5カ年で電子黒板やPC無線LANの配置を計画している。今年度予算要求については、各学校のパソコン室に一台ずつ配置したいと考えているとの答弁をいたしました。また、「中南小学校簡易型校舎新築工事について、平成28年と平成29年の統廃合に関する話し合いは何回行われたのか」との質疑があり、この地域においては、平成28年に1回、平成29年に1回行ったとの答弁を行いました。その答弁を受けて、委員から「統廃合が困難なことは承知しているが、もともと平成28年度に統廃合していれば、この予算は発生しなかったものであり、答申の中には住民の意見を聞いてとあるが、この2年で2回しか懇談会が開かれておらず、十分に意見を聞く努力はなされたのか。」との質疑があり、「維和、中北、中南小学校の統廃合の経緯については、平成26年度から平成27年度の統廃合説明会の経緯を踏まえ提案した校地について、平成28年度の説明会で中北小学校から異論があり、白紙となったことから、さらなる会議招集が困難となった。また、平成29年度については、現在、第2期学校規模適正化計画を策定中であることもあり、維和小・中学校への懇談会の実施にとどまった。今後は、保護者等へのアンケートを継続的に実施し、意見を集約しながら、懇談会を実施していく。また、今回の簡易教室の設置については、中南小学校では音楽の授業を普通の教室で行っており、緊急的な措置として、予算計上したものである」との答弁をいたしました。このような質疑を経まして議案第35号「平成30年度上天草市一般会計予算」につきましては、全員異議なく、原案どおり可決されました。以上でございます。

○社会教育課長(中田清治君) 社会教育関係を報告させていただきます。まず始めに、上天草市総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高橋議員より4月からのアロマにおけるサッカー場を、教育委員会で土曜、日曜に予定を押さえているという話を聞き、市民の利用に支障をきたすのではないかとという質問がありました。来年度は、市の主催するサッカー大会を4回ほど開催する予定でありまして、3月にサッカー協会が日程を決めることから、ある程度の範囲を押さえ、日程が決まりましたら使用しない日を外しますという形で進めていことを答弁したところであります。また、答弁を受け、市民が利用しやすいように早く調整を行うよう要望がありました。島田議員より平成29年度上天草市一般会計補正予算につきまして、学芸員の報酬115万9千円の減額の内容は、という質疑があり、当初、学芸員を2名募集していたが1名しか応募がなく、6月から学芸員の補助員として1名を任用しましたので、4月から6月分の学芸員の報酬及び学芸員と事務補助員の給与の差の合計111万5千9百円を減額するものと答弁を行いました。また、姫戸龍ヶ岳地区の市史編纂の進捗状況の質疑があり、H29年度途中まで現地調査等を終わり、執筆活動に移行している段階であることを答弁しました。平成30年度上天草市一般会計補正予算について、市史編纂は平成30年度に終了するのかという質疑がありました。姫戸龍ヶ岳地区の市史については、7編7冊に分けて発刊する予定であり、平成30年度には、1編1冊を先行して出版する予定。残りの6編6冊について

は平成31年度以降を予定していると答弁を行いました。また、高橋議員より天草四郎時貞剣道大会について、市主催となっているのか。市が主催するスポーツ大会はいくつあるのか。という質問があり、天草四郎時貞剣道大会につきましては、平成28年度から市の主催として実施しており、審判や試合の進行を市剣道協会で行っている。また、市が主催するスポーツ大会については、小中学校の野球大会、高校女子バレー合宿時の大会、学童スポーツフェスティバル、女子バレー、サッカー及びミニバスケットボールの各大会を市の主催として実施している答弁を行いました。工事請負計画の変更につきまして、アロマのメインアリーナの空調設備の工期変更を議案計上し、3月28日までが工期終了予定を6月15日に変更することを、原案とおり可決を頂いたところでございます。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑等はございませんか。次に、報告第10。「文化財保護業務に係る職員の研修派遣について」説明をお願いします。

○**社会教育課長（中田清治君）** 資料31ページをお願いします。報告第10号、文化財保護業務に係る職員の研修派遣について、ご説明いたします。3の研修を希望する理由をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号により「文化財の保護に関すること」は、地方公共団体である教育委員会の職務権限として規定されております。本市には、文化財に関する専門知識を有する職員が不在のため、これまで、考古学専門の学芸員を非常勤職員として雇用配置し、一般事務職員が他の業務と兼務し「文化財の保護に関すること」を所管してきたところでございます。平成29年4月には、学芸員資格を有した職員を配置しましたが、文化財に関する専門的な知識・技術を有しておらず、その習得のための人材育成が本市の体制では困難であり、土地を掘削し行う試掘や確認調査等、「開発と文化財保護」に関する基本的な行政判断ができない状況であります。このため、本市における今後の文化財保護行政に支障を来さないよう、職員の専門性を高めることが必要なため、県での研修を希望するものでございます。具体的には、公共工事等を実施するには、当該地における埋蔵文化財の有無を確認する試掘や確認調査等を市の教育委員会が行い、保存や移転等の判断をしなければいけません。現在の本市の体制では、その判断ができない状態であるため、県文化課に依頼しているところでございます。以上のことから、本市の文化財保護業務等を円滑に進めるための方策を、県教育委員会の文化課と協議を行った結果、職員の専門性を高めることが必要なことから、1年間の研修派遣する結論に至ったところでございます。32ページをお願いします。平成30年2月28日付けで県教育長あて研修の依頼をおこなったところ、32ページにありますとおり、研修受け入れに係る職員の推薦依頼書が届いたところです。33ページをお願いします。研修派遣を推薦する職員につきましては、3月2日付けで学芸員の有資格者であります、本課所属の山口駿主事を推薦しました。研修先は、県教育委員会事務局教育総務局の文化課で、期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間でございます。なお、5に記載のとおり、山口主事は学芸員の有資格者であります。今後の事務手続きにつきましては、職員の研修派遣に関する協議書を締結しまして、正式に決定することとなっております。この研修につきまして、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第8号にあります「職員の研修の一般方針を決定すること」は、教育長に委任された事務でありまして、同規則第5条の規定により、教育委員会に報告するものでございます。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑等はございませんか。次に、報告第11。「後援等名義使用承認の報告について」説明をお願いします。

○**社会教育課長（中田清治君）** 資料34ページをお願いします。行事名は、「平成29年度上天草市体育協会スポーツ講習会」で、健康及び体力向上に応じたトレーニングを学び、市民の健

康増加・体位向上を図る。また、総合型地域スポーツクラブの周知を行い、いつでも・どこでも・誰とでもスポーツを楽しめる環境があることを伝え、スポーツの充実を図ることを目的に、平成30年3月21日午前9時00分から、松島町の阿村体育館で開催されます。主催者は、上天草市体育協会に参加予定者は、市体協加盟団体、市スポーツ推進委員、市内スポーツ指導者及び競技者、及び市内在住又は勤務されている18歳以上の希望者で、参加料は300円で1日保険、飲み物代等の費用でございます。承諾日は、3月1日でございます。以上でございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑等はありませんか。以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成30年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時25分